

# ネイチャーポジティブ自治体 認証制度の手引き

2024年4月

公益財団法人 日本自然保護協会



# ネイチャーポジティブ自治体 認証制度の手引き 目次

## 第1章 はじめに

- (1) 地域が今「ネイチャーポジティブ」に取り組む意義とメリット..... 2
  - 1) 自治体にとっての意義とチャンス ..... 2
  - 2) 世界的に注目される「企業と自然との関り」 ..... 3
  - 3) 日本版ネイチャーポジティブアプローチとは ..... 5

## 第2章 ネイチャーポジティブ自治体認証制度について

6

- (1) ネイチャーポジティブ自治体認証制度と支援プログラム ..... 6
  - 1) 認証制度の概要 ..... 6
  - 2) 参加登録から認証審査定、期報告までの流れ ..... 7
- (2) 認証基準と審査方法..... 8
  - 1) 認証基準 1 ..... 8
  - 2) 認証基準 2 ..... 9
  - 3) 認証基準 3 ..... 10
  - 4) 認証基準 4 ..... 11
- (3) 定期報告 ..... 12

## 第3章 認証取得に向けた支援プログラムについて

13

- (1) 生物多様性保全に関する計画策定の支援 ..... 13
  - 1) 生物多様性の現状評価（認証基準 2 に対応した支援） ..... 13
  - 2) 施策・目標・指標の検討（認証基準 3 及び 4 に対応した支援） ..... 14
  - 3) 合意形成..... 15
- (2) 企業とのパートナーシップ構築と貢献証書の発行 ..... 16
  - 1) 企業とのパートナーシップ構築 ..... 16
  - 2) ネイチャーポジティブ貢献証書の発行 ..... 16

## 第4章 参加登録及び認証審査の手続き

17

- (1) 参加登録の手続き ..... 17
- (2) 支援プログラムの開始 ..... 17
- (3) 企業とのパートナーシップ構築にかかる確認事項 ..... 17
- (4) 認証審査 ..... 18
  - 1) 認証審査の申請と準備 ..... 18
  - 2) 審査のスケジュール ..... 18
  - 3) 審査の費用 ..... 18
  - 4) 認証となった場合 ..... 18



## 第1章 はじめに

生物多様性の損失は世界規模で急速に進んでいます。2030年までに、ネイチャーポジティブ<sup>1</sup>、すなわち「生物多様性の損失を止め、反転させる」ための行動をとることが、生物多様性条約やそれに基づく生物多様性国家戦略で重要な使命となっています。

生物多様性は私たちの食料生産や文化、産業など、地域の暮らしを支える礎となっています。生物多様性は地域ごとに多様で固有であることから、ネイチャーポジティブはそれぞれの市町村での実現を積み上げることが大切です。そこで公益財団法人日本自然保護協会（以下、NACS-J）という）は市町村を基にしてネイチャーポジティブを実現する「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」を2023年5月に開始しました。また、日本版ネイチャーポジティブアプローチを全国で展開するために、市町村と企業向けに「ネイチャーポジティブ支援プログラム」（以下、支援プログラムという）を2024年4月より開始します。

支援プログラムの取組は大きく2つです。1つは、地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する市町村をNACS-Jが認証する「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」の創設です。もう1つは、ネイチャーポジティブの実現を目指して生物多様性保全に取り組む企業に対し、当該市町村の目標設定に即した保全や回復の状況、生態系サービスの保全への貢献を定量的に評価する「ネイチャーポジティブ貢献証書」の発行です。

本手引きは、その支援プログラムの1つである、「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」の詳細について解説するものです。NACS-Jは、支援プログラムの実践を通じて、地域の生物多様性の保全・回復と、地域の魅力や、地域産業の付加価値を高めることを目指しています。



<sup>1</sup> 人と地球のために、生物多様性の損失を止め、自然を回復させること。新たな世界目標として2022年に決議された昆明・モントリオール生物多様性枠組で2030年ミッションとしてこの考え方が掲げられている。生物多様性国家戦略2023-2030の目標としても2030年までにネイチャーポジティブの実現が掲げられている。

## (1) 地域が今「ネイチャーポジティブ」に取り組む意義とメリット

### 1) 自治体にとっての意義とチャンス

---

私たちの日常の暮らしは、自然からさまざまな恵みを受けて成り立っています。春になれば山菜採りや潮干狩りを楽しみ、小川に舞うホタルや蝉時雨に夏の訪れを感じる。秋にはサケやサンマといった海の恵み、キノコに代表される森の恵みをおかずに、新米に舌鼓をうつ。このように私たちの生活は、多くの自然の恵み（生態系サービス）とともにあります。ここに挙げた食材の原料（供給サービス）といった直接的な恩恵ばかりではなく、観光や癒しにつながる景観、地域の祭りや芸術といった文化の源泉（文化サービス）、二酸化炭素の吸収、豪雨災害や高潮被害の減災（基盤サービス・調整サービス）といった間接的なものも含めて、自然の恵みは多岐にわたっています。

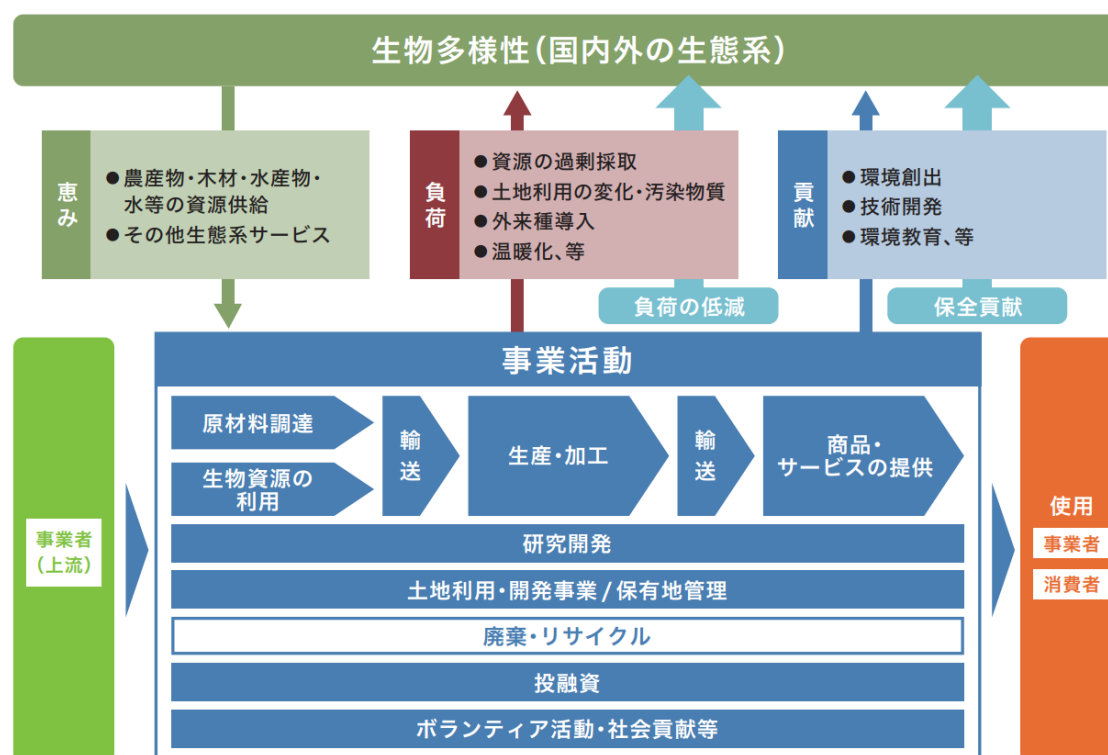
これらの自然の恵みの源となっている生物多様性は、人の豊かな暮らしを保っていく上での重要な礎であり、ほかのことで代替することはできません。そのため、生物多様性の持つ恩恵を喪失しないよう、そして地域の暮らしの豊かさや産業の価値を高めていける形で、地域に応じてネイチャーポジティブを実現していくことが持続可能なまちづくりの鍵だと考えられます。

そして、自治体がネイチャーポジティブに取り組むことは、以下のような好機（チャンス）につながると捉えることができます。

- ① 地域の自然の豊かさを大切にされた地域づくりを実践し、そのことを内外に発信することで、地域住民の誇りを醸成しながら、移住者、交流人口、インバウンド等の観光客増加に繋げることができる。
- ② 地域の自然資源の持続的な活用と高付加価値化、再生可能エネルギーの推進、防災・減災の推進など、地域課題の解決と統合的に取り組むことができる。
- ③ 企業の事業地や資源調達先として選択される可能性が高まる。

## 2) 世界的に注目される「企業と自然との関り」

企業活動は、原材料調達や生産・加工、商品・サービスの提供を通じて、生物多様性に様々な影響を与えています（図1-1）。食料・水・木材といった天然資源の枯渇により操業の持続可能性が損われたり、自然の劣化により洪水・火災等の災害リスクが高まることで操業にもリスクが生じるなど、企業活動は自然に強く依存しています。一方、企業活動は自然に悪影響を与えるばかりではなく、持続的な土地利用により生産された原材料の調達や、工場の水源地となっている森林の保全、生物多様性の保全に資する活動への投融資などによって、生物多様性の保全に貢献することが可能です。



出典：生物多様性民間参画事例集（環境省）

図 1-1 事業者の活動と生物多様性の関わり

生物多様性は経済・社会・環境の基盤であり、対応策を講じなければ企業活動に大きな影響を及ぼすリスクがあります。一方で、社会全体がネイチャーポジティブへ移行することで大きな経済市場が生まれると期待されていることから、生物多様性に先行的に対応することは競合他社に対して優位となるチャンスにもなります。

これは必ずしも大企業に限った話ではありません。表 1-1 に示すとおり、原材料調達のコスト増加や、投資家からの評価の変動による資金調達の困難化、生物多様性に配慮していない操業をしていることを理由に取引停止となる可能性の増加など、サプライチェーンに関わる中小企業においても重要な取組であることが分かります。

表 1-1 事業活動におけるリスクと機会（例）

| 区分      | リスク  | 機会（オポチュニティ）   |
|---------|--|---|
| 政策・規制関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然資本にかかる規制強化に伴う原材料調達のコスト増加（サプライヤーの単価上昇や課税措置の追加等）</li> <li>規制強化に伴う生物資源の割当量の減少、使用料金の発生、輸送時のコスト増大</li> <li>法規制対応（許認可取得）に要するコスト増や非対応時の販売機会の損失</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に配慮することによる操業拡大の正式な許可の取得</li> <li>新たな規制等に適合した新製品の開発・販売</li> </ul>  |
| 世評関連    | <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性への悪影響の顕在化によるブランドイメージの低下</li> <li>投資家からの評価の変動による資金調達の困難化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ブランドイメージ向上、消費者アピールや同業他社との差別化</li> <li>地域住民等のステークホルダーの理解促進・関係強化</li> </ul>  |
| 市場・製品関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者意識の変化に伴う顧客の減少</li> <li>生物多様性品質の劣位による製品・サービスの市場競争力の低下</li> <li>生物多様性に配慮していない操業をしていることを理由に、取引先（サプライチェーン上流・下流両方）から取引停止される可能性（取引先側による、レピュテーションリスク回避を目的とした対応の結果）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に配慮した新製品やサービス、認証製品等の市場の開拓</li> <li>生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する新技術や製品等の開発（※バイオミクチャー・遺伝資源利用など）</li> </ul>                                       |
| 財務関連    | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の融資条件の厳格化により融資が受けられなくなる可能性</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ESG 投資等を重視する投資家へのアピール、融資先の拡大</li> </ul>  |
| 社内関連    | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業イメージ悪化に伴う従業員の満足度の低下</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の満足度の向上</li> <li>人材の確保</li> </ul>   |
| 操業関連    | <ul style="list-style-type: none"> <li>生物資源の減少による原材料調達の不安定化（品質低下）</li> <li>生物資源の減少による原材料の不足や調達コストの増加</li> <li>管理不足による社有林の荒廃、土砂災害等の発生</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生物資源の持続可能な使用や使用量の削減策による、生物資源の減少等の影響を受けにくい生産プロセスの構築</li> <li>サプライヤーへのマネジメント強化によるサプライチェーン強靱化</li> <li>国内の自然資本の活用による地政学的なサプライチェーン強靱化</li> </ul> |

出典：生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）－ネイチャーポジティブ経営に向けて－（環境省）

上記のような背景から、世界中の企業に対して、自然との依存／影響関係や操業に関わるリスクやチャンスにどのように対応していくのかを情報開示すること、そしてネイチャーポジティブの実現に主体的に取り組んでいくことが、強く求められています。2023年9月18日、企業の自然関連情報開示の国際的標準ともなる TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース、Task Force on Nature-Related Financial Disclosures）の最終提言が公開されました。情報開示にあたって企業には、操業と関わる地域において、自然資源への依存度や生物多様性の重要性からみた「優先地域」を特定することや、自然への影響や自然からのリスクをどのように最小化し、ネイチャーポジティブへ寄与するかが求められます。

そのため、市町村が、ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性保全に関する計画等に基づいて取組を推進することは、市町村内で操業する企業の持続的な原材料調達や、自然関連情報開示の支援に繋がります。環境省における検討においても、企業における生物多様性保全への取組が、自治体の総合計画や、生物多様性地域戦略と整合することの重要性が指摘されています。



### 3) 日本版ネイチャーポジティブアプローチとは

---

生物多様性は自然的・社会的条件によって地域ごとに大きく異なるため、ネイチャーポジティブは、生物多様性の特性と社会制度の二つの側面から、市町村を基にして実現していくことが重要です。NACS-J は、市町村を基にして日本のネイチャーポジティブを実現していく取組を「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」と名付けて実践しています。

地域ごとにネイチャーポジティブを実現するためには、地域の自然を将来にわたって保全するだけでなく、地域の魅力を高め、地域産業の付加価値の向上や、教育、福祉、防災・減災といった社会課題の解決に自然を活かすことが重要です。つまり、市町村が主体的に、地域の生物多様性を保全し、社会経済活動等と連携した取組を総合的に進めることが、日本のネイチャーポジティブの実現のために極めて重要です。

しかし、市町村にはそのための資金と専門性が不足しているのが現状です。そこで、NACS-J は、専門家や、会員、自然観察指導員、企業等とのネットワークを活用して、課題を解決するパートナーシップを構築していきます。また、パートナーシップの促進のために、企業等の貢献を市町村の目標設定に即して定量的に評価していきます。

「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」は、環境省をはじめ、これまで日本の生物多様性保全に連携してきた方々との協力関係を強化しながら推進しています。また、IUCN などの国際的な動きにも適合していきます。

## 第2章 ネイチャーポジティブ自治体認証制度について

### (1) ネイチャーポジティブ自治体認証制度と支援プログラム

#### 1) 認証制度の概要

ネイチャーポジティブ自治体認証制度は、地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する自治体を、NACS-Jが認証する制度です。

実効性ある取り組みを進める市町村を公表することでその市町村の更なる活動の発展につなげるとともに、ネイチャーポジティブの意義等を広く発信することで生物多様性の主流化を促進し、日本全体の生物多様性の回復基調の実現につなげます。また NACS-J は、認証するだけでなく、認証を取得するプロセスや、認証取得後の取組について市町村を支援します。これにより、各市町村の生物多様性の保全と、地域の産業の価値向上や福祉、防災・減災等にも寄与する統合的な取組を推進し、地域の未来像の実現を目指します。

認証の審査は NACS-J が設置する第三者からなる認証審査会で行い、その結果に基づいて NACS-J が認証します。

本認証制度は、表 2-1 に示す 4 つの基準をすべて満たす自治体を「ネイチャーポジティブ認証自治体」として認めます。2030 年までのネイチャーポジティブの実現に向けた首長からの宣言と、実効性ある生物多様性保全に関する計画等（生物多様性地域戦略や環境基本計画、みどりの基本計画等）があるかどうかポイントとなります。

表 2-1 認証基準

|     |  |
|-----|--|
| 基準1 | 首長がネイチャーポジティブ宣言を行っている。   |
| 基準2 | 生物多様性保全上の重要地域と課題が適切な手法で特定されている。  |
| 基準3 | 特定された重要地域において、生物多様性の維持回復に資する実効性と持続性がある保全担保措置が計画されている。                    |
| 基準4 | ①保全と両立する土地利用、②生態系サービスの発揮に資する取組、③保全に資する教育・人材育成の機会につながる取組が、それぞれ増加する見込みがある。 |

## 2) 参加登録から認証審査、定期報告までの流れと支援

本認証制度における参加登録から、認証審査、定期報告の流れは、図 2-1 のとおりです。

認証取得を目指す市町村は、「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」へ参加登録していただきます。NACS-J は、市町村の状況に応じて認証取得と施策実施のための支援をします。

認証審査の対象となる、生物多様性保全に関する計画等を策定済みの場合は、認証の可能性について確認して、認証審査へ進むかどうかご相談します。計画等が未策定の場合は、計画策定の支援を行います。また、必要に応じて、企業とのパートナーシップの構築の支援をします。

認証を取得した市町村には、認証を取得してから 5 年程度が経過した時点で、「定期報告」として、計画の進捗を報告いただきます。

各手続きなどの詳細は、図 2-1 に示す該当箇所をご参照ください。

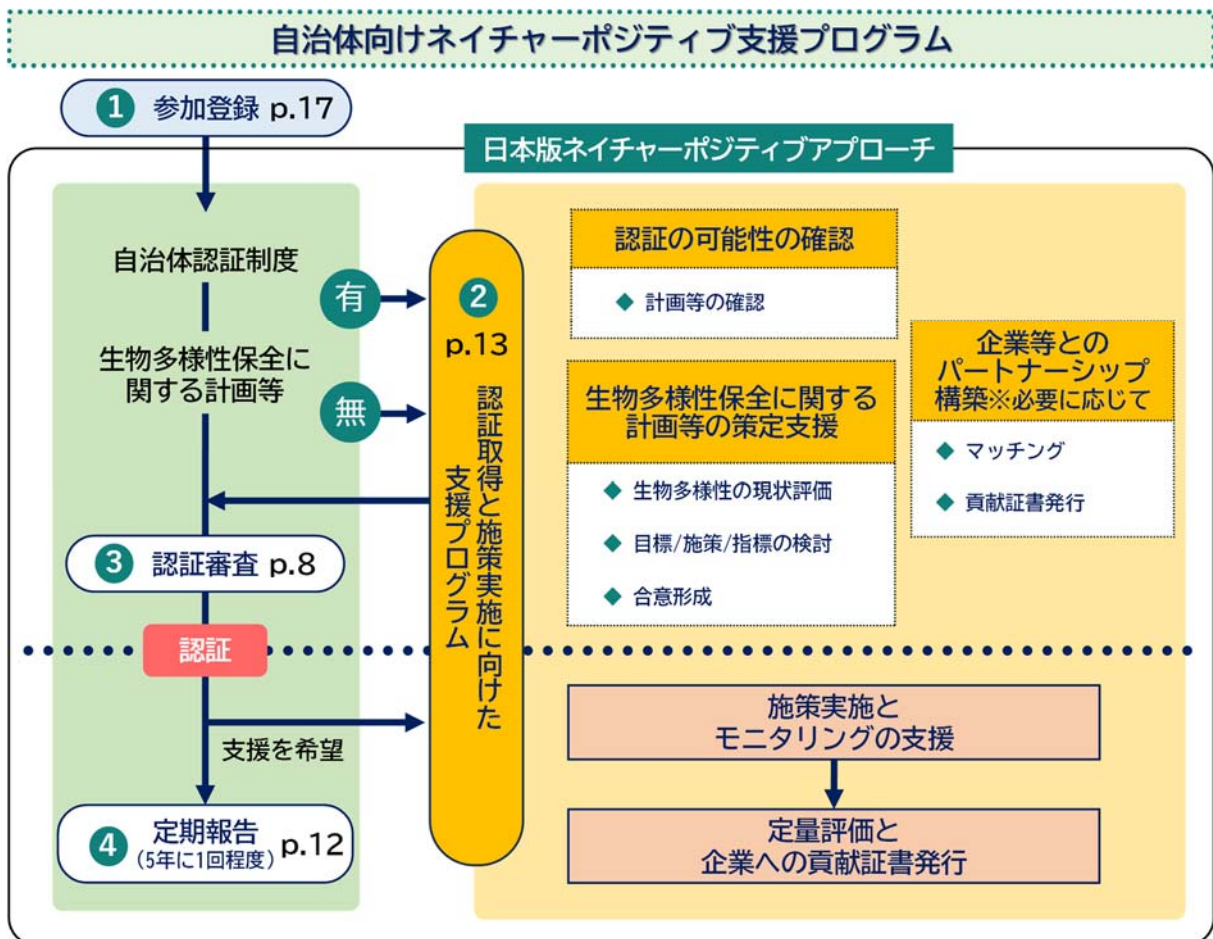


図 2-1 自治体向けネイチャーポジティブ支援プログラムの全体像

## (2) 認証基準と審査方法

認証審査会では、4つの認証基準すべてを満たしているかどうかの審査を行います。より具体的には、表 2-2 に示した評価内容に従って審査を行います。次ページにその詳細を記します。

表 2-2 認証基準と評価内容

| 認証基準 1：首長がネイチャーポジティブ宣言を行っている。   |   |
|---|---|
| 評価内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請する市町村の首長が認証取得時点までにネイチャーポジティブ宣言を行う予定がある。</li> <li>✓ SDGs や NbS(Nature-based Solutions: 自然に根ざした解決策)に資する取組を目指すことが宣言の内容から読み取れる。</li> </ul> |
| 認証基準 2：生物多様性保全上の重要地域と課題が適切な手法で特定されている。  |   |
| 評価内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現地調査や地域の専門家によるワークショップなど、適切な手法で域内の重要地域と、そこにおける保全上の課題が特定されている。</li> </ul>  |
| 認証基準 3：特定された重要地域において、生物多様性の維持回復に資する実効性と持続性がある保全担保措置が計画されている。                    |   |
| 評価内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各重要地域において、保全上の課題に対応した保全担保措置がなされる。予定が示された 2030 年度までの工程表がある。</li> <li>✓ 工程表の内容が公的な行政計画等に反映される予定がある。</li> </ul>                             |
| 認証基準 4：①保全と両立する土地利用、②生態系サービスの発揮に資する取組、③保全に資する教育・人材育成の機会につながる取組が、それぞれ増加する見込みがある。 |   |
| 評価内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記①～③の取組の数や面積が 2030 年までに増加する見込みがある。</li> </ul>   |

### 1) 認証基準 1：首長がネイチャーポジティブ自治体宣言を行っている。

認証基準 1 に関する審査では、当該市町村の首長がネイチャーポジティブ宣言を行っているかどうかを確認します。

ネイチャーポジティブ宣言は、環境省が事務局を務めるネットワーク組織である「2030 生物多様性枠組実現日本会議（以下、J-GBF という。）<sup>2</sup>」が多様な主体へ呼びかけているものです。ネイチャーポジティブ及び世界目標である GBF（Global Biodiversity Framework：昆明・モントリオール生物多様性枠組み）の実現には多様なステークホルダーの取組が必要です。そこで J-GBF 及び環境省は、企業、地方公共団体、NGO 等の様々な主体に、それぞれの想いを載せた“ネイチャーポジティブを目指す宣言”を表明していただくことを呼びかけています。

<sup>2</sup> 2010 年の国連生物多様性条約第 10 回締約国会議(CBD COP10:愛知会合)を機に設置された産官学民からなる連携プラットフォーム。UNDB-J を前身とし、2021 年 11 月に発足。日本経済団体連合会会長を会長とし、経済団体、自治体ネットワーク、ユース団体、関係省庁等、約 40 団体が加盟。

- ・ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ：

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/naturepositive/promotion/>

- ・ネイチャーポジティブ宣言を行った組織の一覧：

<https://www.jgbf-npdeclaration.iucn.jp/list>

本認証制度は J-GBF の行動計画に位置付けられている事業の一環であり、ネイチャーポジティブ宣言呼びかけの事業とも連携して進めています。そのため、市町村の首長がネイチャーポジティブ宣言を行っていることを認証基準の一つとしています。なお、宣言は、認証取得時点までに行っていただくこととし、認証審査の時点で宣言発出の予定が確定していれば認証基準を満たすものとしします。

また、認証基準 1 に関する審査では、SDGs や NbS（Nature-based Solutions：自然に根ざした解決策<sup>3</sup>）に資する取組を目指すことがネイチャーポジティブ宣言の内容から読み取れるかどうかを確認します。

例えば、自然の恵みを持続可能な形で利用するため、生物多様性に配慮した市民生活や企業活動が浸透した社会の実現を目指すことは、SDGs に資する取組といえます。また、生態系の機能を活用して自治体が抱える社会課題に対応し、住民の幸せと生物多様性の両方に貢献する社会の実現を目指すことは、NbS に資する取組といえます。

## 2) 認証基準 2：生物多様性保全上の重要地域と課題が適切な手法で特定されている。

認証基準 2 に関する審査では、現地調査や地域の専門家によるワークショップなど、適切な手法で市町村内の重要地域と、それぞれにおける保全上の課題が特定されているかどうかを確認します。

重要地域とは、「対象となる自治体において生物多様性保全を図る上で不可欠な地域であり、人為的な介入等によって生物多様性の保全を図ることが望ましい地域」を指し、生物多様性の希少性、危急性、相補性、連結性の観点から評価することが望まれます。重要地域及び課題の特定方法が適切かどうかは、例えば市町村全体を対象とした広域的な調査の結果に基づいているかや、地域の自然を良く知る専門家やナチュラリストの知見に基づいているかなどに着目して審査します。

支援プログラムでは、専門家によるワークショップ等を実施し、重要地域と課題の特定を支援します。ワークショップ等の詳細については、「第 3 章（1）ネイチャーポジティブの実現に向けた計画策定の支援」を参照ください。

<sup>3</sup> IUCN が提唱した概念で、「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、あるいは人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」のこと。詳細は大正大学 NbS 研究センターのウェブサイト(<https://nbs-japan.com/>)を参照。

3) 認証基準3：特定された重要地域において、生物多様性の維持回復に資する実効性と持続性がある保全担保措置が計画されている。

認証基準3に関する審査では、重要地域における保全上の課題に対応した保全担保措置がなされる生物多様性保全に関する計画等があることを確認します。

保全担保措置の例としては、重要地域において、将来的に開発行為・生息地分断の可能性が否定できないといった保全上の課題に対しては、条例等に基づく保全緑地の指定や地権者との協定、自然共生サイト登録を促進するなどの対策が考えられます。また、外来種が課題として特定されている場合は、当該外来種の駆除活動の促進などの対策が考えられます。なお、重要地域の管理主体が国や県である場合には、管理主体が実施する保全担保措置や目標を共有し、市町村としての役割を明確化して取り組むことが重要です。

また、生物多様性保全に関する計画等において、保全担保措置の施策と、その目標及び達成年が明記された「工程表」があるかを確認します。

計画等が策定済みで、工程表に相当するものがない場合は、2030年に向けて新たに工程表を策定して、計画等に位置付けることを推奨します。

支援プログラムでは、現状評価に基づき、図2-2に示すような工程表の策定を支援します。詳細は、第3章を参照ください。

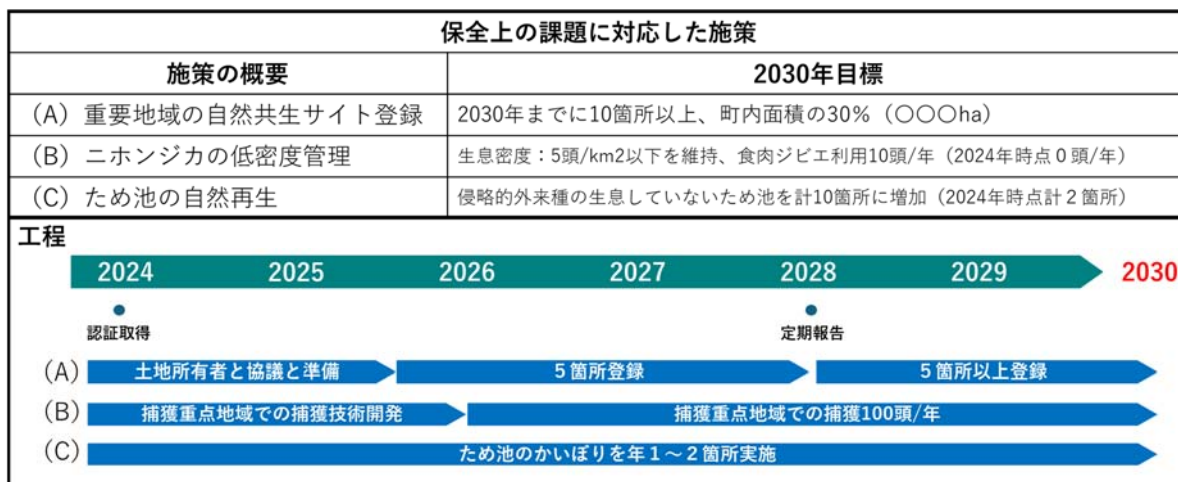


図2-2 生物多様性保全に関する計画等における工程表のイメージ

- 4) 認証基準 4 : ①保全と両立する土地利用、②生態系サービスの発揮に資する取組、③保全に資する教育・人材育成の機会につながる取組が、それぞれ増加する見込みがある。

認証基準 4 に関する審査では、上記①から③について、それぞれ 1 つ以上の取組が予定されており、取組の数や面積が 2030 年までに増加する見込みがあるかどうかを確認します。

ネイチャーポジティブの実現には、市町村の様々な場所で生態系サービスを持続的に利用し、その価値を実感できる機会を創り、世代を超えた活動の継続に取り組むことが必要です。そのため、民間主体の取組や、官民連携の取組、重要地域に限定しない幅広い取組が重要です。

各取組の具体例は表 2-3 を参照ください。支援プログラムでは、どのような取組を実施していくことが望ましいか、地域の特性に応じて具体的な検討を支援します。

表 2-3 取組の具体例

| <b>① 保全と両立する土地利用</b>   |   |
|--|---|
| 保全配慮型の一次産業の推進や、自然と両立したインフラ作り、公有地・事業所等でのビオトープの再生、保全と両立する再生可能エネルギーの導入などの取組を指します。   |   |
| 具体例  | ・有機農業や FSC(Forest Stewardship Council)認証林業を増やす。 |
|  | ・多自然川づくりや生物多様性保全に資する都市公園の緑地管理を進める。              |
|  | ・学校ビオトープ、学習林、学校ファームの創出と活用を継続する。                 |
|  | ・景観・まちづくりのために緑地の保全に取り組む個人宅や企業を支援する。             |
|  | ・開発事業者へ在来種を使用した緑地確保に関する指導を行う。                   |
| ・重要地域を避けた形で再エネ促進区域を設定する。   |   |
| <b>② 生態系サービスの発揮に資する取組</b>  |   |
| 都市の生物多様性の確保や、動植物の生息地又は生育地の保全・再生・創出によってもたらされる生態系サービスの発揮に資する取組みを指します。生態系を活用した防災・減災の取組(Eco-DRR : Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) も含まれます。 |   |
| 具体例  | ・重要な水源涵養地(森林等)を保全する。(基盤サービス)                    |
|  | ・山地災害防止に資する保安林を保全する。(調整サービス)                    |
|  | ・エコツーリズム、森林セラピー、自然体験の場を増やす。(文化サービス)             |
| <b>③ 保全に資する教育・人材育成の機会</b>  |   |
| 市民団体や NGO などの活動団体や地域の生物に詳しい住民、学識経験者、地元企業などと連携した、保全に資する教育や普及啓発・人材育成を目的とする取組を指します。   |   |
| 具体例  | ・学校や市民フェスティバル等での環境保全に資する普及啓発活動を継続する。            |
|  | ・環境教育活動を実施する団体への活動支援を行う。                        |
|  | ・保全配慮型の事業所作りに取り組む民間企業への研修を行う。                   |

### (3) 定期報告

定期報告は、ネイチャーポジティブ認証自治体の生物多様性保全に関する計画等の取組状況を確認し、認証取得時に作成した工程表の有効性や要改善点を確認するとともに、認証制度の質を維持することを目的としています。

認証を取得してから5年程度が経過した時点で、認証自治体から工程表の進捗をNACS-Jに報告いただき、NACS-Jが実施状況の点検・フィードバックを行います。

定期報告では、各基準に応じた取組みの活動実績を報告いただきます。報告項目は表2-4に示すとおりです。なお、既に生物多様性保全に関する計画等が策定されており、その中間点検等の既存資料から本報告事項が読み取れる場合には、その既存資料を定期報告の資料として提出いただくことができます。

工程表の通りにいかない状況や、新たな課題が生じている場合には、必要に応じて工程表の見直しを行います。工程表の見直しをNACS-Jが支援することもできます。

定期報告は原則として5年に1回以上とします。ただし、2029年までに最低1回実施していただきます。報告時期は認証取得時に市町村とNACS-Jで協議のうえ、決定します。なお、既に生物多様性保全に関する計画等が策定され、中間点検等の時期が定まっている場合は、定期報告のタイミングも、それに合わせます。

表 2-4 定期報告における報告項目

|  |
|--|
| <b>1. ネイチャーポジティブ宣言の公開状況（基準1の進捗状況）</b>  |
| <b>ネイチャーポジティブ宣言の公開状況や、市民に周知するための活動実績についての報告</b>  |
| 自治体ウェブサイトや庁舎での公開状況、市民への周知状況等を確認します。  |
| <b>2. 重要地域の現況・計画の取組状況（基準2・3の進捗状況）</b>  |
| <b>生物多様性保全に関する計画等の取組状況についての報告</b>  |
| 計画等に記載された保全担保措置の実施状況を報告します。<br>重要地域の保全上の課題に対応して実施されている施策ごとに、その実施状況を工程表の目標に照らして報告いただきます。  |
| <b>3. ネイチャーポジティブに資する取組状況（基準4の進捗状況）</b>   |
| <b>①保全と両立する土地利用、②生態系サービスの発揮に資する取組、③保全に資する教育・人材育成の機会につながる取組の実施状況についての報告</b>   |
| 計画等に記載された取組の実施状況を確認します。<br>実施状況は、①②及び③それぞれについて、工程表の目標に照らして取組の状況を報告いただきます。特に、①及び②については「面積や箇所数、取組に関わる人数」、③については「取組数や対象人数」が増加傾向であるかに注目して報告してください。なお自治体が主催もしくは関係しているものに限らず、民間等により自発的に行われている取組も報告に含めることができます。 |



## 第3章 認証取得に向けた支援プログラムについて

日本版ネイチャーポジティブアプローチに参加登録した市町村に対して、NACS-J は、認証取得や認証後の施策実施のための支援プログラムを提供します。

認証取得に向けた支援プログラムでは、主に「生物多様性保全に関する計画等の策定の支援」と「企業等とのパートナーシップ構築」を実施します。既に計画等を策定し、生物多様性の保全やネイチャーポジティブの実現に向けた取組を実施している市町村においても、地域に即した保全や回復のための工程表の策定や、新たな目標の設定、取組の効果の検証など、市町村のニーズに応じた支援を行います。

### (1) 生物多様性保全に関する計画等の策定の支援

#### 1) 生物多様性の現状評価（認証基準 2 に対応した支援）

ネイチャーポジティブを効率的、効果的に実現するための現状評価を行います。具体的には、地域の専門家によるワークショップやヒアリング、全国規模で整備されている既存のデータ（市町村の中で網羅的な自然環境調査の結果などがある場合は当該調査結果を参考とします。）に基づいて、地域の生物多様性保全上の重要地域と課題を特定します。

地域の専門家の選定や募集、ワークショップ開催やヒアリングの実施を支援します。

地域の専門家は表 3-1 の例に示すような、地域の動植物や生態系に詳しい専門家や自然に詳しいナチュラリスト、地域の中で保全活動などに取り組んでいる方などから、市町村と協議しながら選定します。NACS-J の強みである、全国の NACS-J 会員・自然観察指導員、博物館、研究機関等とのネットワークを活用します。

ワークショップとヒアリング等の結果は、地理情報システム（GIS）などを用いてマップ上に可視化し、次のステップである施策・目標・指標の検討に資するデータに整理します。



ワークショップの様子

表 3-1 ワークショップの参加メンバー（例）

- ・地域の自然に詳しい学識経験者や博物館学芸員
- ・地域の自然に詳しい地元 NPO や NACS-J 自然観察指導員
- ・地域の自然環境の情報を有する都道府県の環境部局や環境研究センター

## 2) 施策・目標・指標の検討（認証基準 3 及び 4 に対応した支援）

1) 生物多様性の現状評価で特定した各重要地域において、保全上の課題に対応した施策や目標を記載した工程表（10 ページ図 2-2）の作成を支援します。

目標や指標の設定は、工程表を作成後、その工程に沿って施策を実行し、最終的に取り組んだ施策の進捗状況や効果などを確認するためのものです。これらは、認証を取得してから 5 年程度が経過した時点で行う、定期報告の際の点検・フィードバックでも活用します。

表 3-2 工程表に記載する事項（例）

| 記載事項      | 記載内容  |
|-----------|---|
| 施策        | 重要地域における保全上の課題に即した施策を記載します。                                   |
| 2030 年の目標 | 施策を実施することによる 2030 年のアウトプット（結果）もしくはアウトカム（成果）を可能な限り定量的に目標設定します。 |
| 工程        | 2030 年の目標の達成に至る工程を時系列順に記載します。                                 |

また、認証基準 4（①保全と両立する土地利用、②生態系サービスの発揮、③保全に資する教育・人材育成）に対応した支援メニューとして、重要地域以外も対象とした、ネイチャーポジティブに資する具体的施策の検討を支援します。

本支援メニューでは、生物多様性保全に留まらず、防災減災や地域産業の維持・価値向上との相乗効果の可能性など、地域社会の課題解決に貢献する取組や、魅力的で持続可能なまちづくりにつながるような取組となるよう支援します。

第 3 章の冒頭に記載のとおり、生物多様性保全に関する計画等を未策定の市町村においては、これらの支援プログラムを通じて認証取得に着実に近づくだけでなく、今後、策定予定の生物多様性に関する計画の骨子の一つとして工程表が活用できることも大きなメリットといえます。

### 3) 合意形成

---

策定した施策や目標を含む生物多様性保全に関する計画等は、行政内部で合意されることが重要です。また、地域で実際に活動に関わる主体が集まり、工程表に記された施策の内容がネイチャーポジティブ実現に向けて妥当なものかどうか、実現可能性を確認して合意形成を図ることも同様に重要です。NACS-J は、地域の自然に詳しい専門家や現地の保全活動に関わる民間団体等に集まっていただくなど、合意形成のプロセスを支援します。

## (2) 企業とのパートナーシップ構築と貢献証書の発行

### 1) 企業とのパートナーシップ構築

NACS-J は自治体や企業、専門家等の多様なパートナーシップによって市町村のネイチャーポジティブを実現することを目指しています。市町村が希望される場合は、取組を共に進めていただける企業とのマッチングを行い、市町村と企業とのパートナーシップ構築を支援します。

### 2) ネイチャーポジティブ貢献証書の発行

「ネイチャーポジティブ貢献証書」は、ネイチャーポジティブの実現に向けて生物多様性保全に取り組む企業に対し、市町村の設定した目標に即した保全や回復の状況、生態系サービスの維持回復への貢献を定量的に評価して証明するものです。また、それぞれの貢献について、世界目標である GBF との対応を整理します（表 3-3）。

発行対象は、日本版ネイチャーポジティブアプローチに参画する市町村の目標の設定や目標の実現に貢献いただけた企業です。

表 3-3 ネイチャーポジティブ貢献証書における評価手法と GBF との対応（一部を抜粋）

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 評価手法                                | <ul style="list-style-type: none"><li>・重要地域と課題の評価</li><li>・生物の分布予測に基づく評価</li><li>・世界全体の絶滅リスク低減への寄与度の評価</li><li>・地下水涵養量、炭素吸収量の評価</li></ul>   |
| 世界目標 GBF との対応<br>※ターゲット 1~8 への対応を掲載 | 目標 1：生物多様性の計画づくりと管理<br>目標 2：劣化した生態系の 30%の再生<br>目標 3：陸と水域・海の 30%の保全<br>目標 4：生物種の絶滅回避と野生生物との軋轢の最小化<br>目標 5：野生生物の捕獲及び取引の持続性確保<br>目標 6：侵略的外来種の悪影響の最小化<br>目標 7：汚染物質による悪影響の削減<br>目標 8：気候変動の影響の最小化と自然の回復力の強化 |

大企業が地域の自然への依存度や影響を評価し株主等へ開示することが義務化される流れが出てきています。地域内の重要地域の特定や、操業及び貢献による地域の生物多様性への影響評価を行うことは企業単独では困難な場合もあります。そのため、自治体や NACS-J による専門家や研究機関等々とのパートナーシップに基づいて評価が行われ、その結果を証書として得られることは企業にも大きなメリットとなると考えられます。

## 第4章 参加登録及び認証審査の手続き

### (1) 参加登録の手続き

表 4-1 に示すとおり、認証の審査を希望される市町村、あるいは「支援プログラム」を通じて認証取得を目指される市町村は、別紙「日本版ネイチャーポジティブアプローチ 参加登録申請書」、「参加登録チェックシート」と、市町村内で撮影した写真を提出ください。市町村内で生物多様性保全上重要だと考えられる場所や、市町村の自然環境として代表的な場所の風景写真で、クレジット表記が不要なものの画像を電子データ（JPG 形式を推奨）でお送りください。写真は、NACS-J のウェブサイトに掲載します。

表 4-1 認証制度への参加登録のための提出書類

|     |  |
|-----|--|
| 提出物 | <ul style="list-style-type: none"><li>● ネイチャーポジティブ自治体認証制度 参加登録申請書</li><li>● 参加登録チェックシート</li><li>● 市町村内で撮影された自然環境の写真（JPG 形式を推奨）</li><li>● （すぐに認証審査を受けたい場合のみ：自治体認証審査申請書）</li></ul> |
| 提出先 | 日本自然保護協会 ネイチャーポジティブ自治体認証制度担当<br>メールアドレス： <a href="mailto:naturepositive@nacsj.or.jp">naturepositive@nacsj.or.jp</a>  |

### (2) 支援プログラムの開始

日本版ネイチャーポジティブアプローチに参加登録された市町村には、NACS-J が支援プログラムを有償で提供し、認証取得に向けての支援を開始します。

支援プログラムの経費を自身の予算で進めることを予定されている市町村については、取組の具体的な進め方や国の補助金の活用等について NACS-J と市町村とで相談を開始します。

企業とのパートナーシップの下で取組を進められることを前提としている市町村については、NACS-J が企業とのマッチングを進めます。

既に認証基準の要件を満たしている（例：既に生物多様性地域戦略を有していて、ネイチャーポジティブ宣言もしている）と考えられる場合は、認証の可能性を確認します。

### (3) 企業とのパートナーシップ構築にかかる確認事項

企業とのパートナーシップを活用してネイチャーポジティブに向けた取組を進める場合は、「参加登録チェックシート」に基づき NACS-J パートナーシップの構築方法等について相談させていただきます。

## **(4) 認証審査**

### **1) 認証審査の申請と準備**

---

既に生物多様性保全に関する計画等を有しており、認証審査を希望される市町村は、別紙「ネイチャーポジティブ自治体認証 審査申請書」を提出ください。

策定済みの計画等の内容に基づき、NACS-Jが認証審査会の資料を準備・作成します。資料の内容のご確認や、資料の作成に必要となる情報等の提供に協力ください。

### **2) 審査のスケジュール**

---

審査はNACS-Jが設置する第三者からなる認証審査会で行います。

### **3) 審査の費用**

---

認証審査には審査料をいただきます。なお、NACS-Jの支援プログラムにそって生物多様性保全に関する計画等を策定した場合は、審査料は免除とします。

### **4) 認証となった場合**

---

審査結果はNACS-Jから速やかにご連絡いたします。認証となった場合は、認証書を後日お送りするとともに、NACS-Jのウェブサイトの参加登録自治体一覧に「ネイチャーポジティブ認証自治体」である旨を掲載します。

## **ネイチャーポジティブ自治体認証制度の手引き**

**2024年4月**

作成・発行：公益財団法人 日本自然保護協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

電話：03-3553-4101 メール：[naturepositive@nacsj.or.jp](mailto:naturepositive@nacsj.or.jp)